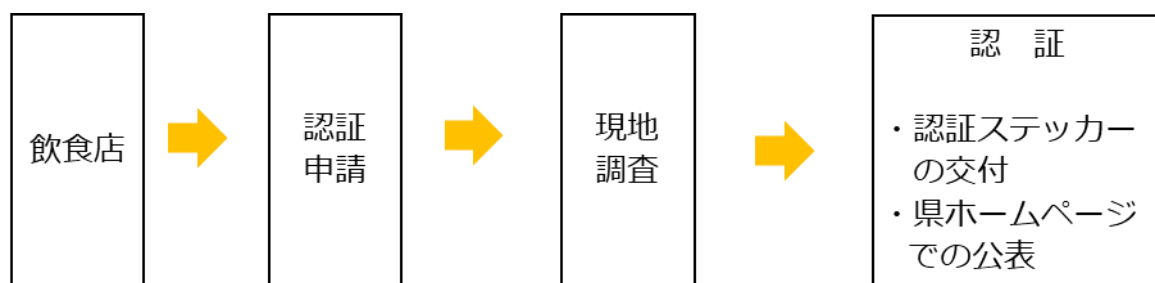


「あおり飲食店感染防止対策認証制度」の申請受付を令和3年6月9日から開始します。

- ▶ 県では、飲食店における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底を図るため、県の定める認証基準に基づき、感染防止対策を適切に実施する飲食店を認証します。
- ▶ 認証した飲食店については、認証ステッカーを交付し、県のホームページで公表します。
- ▶ 認証取得や、より適切な感染防止対策のためにアクリル板等の設備を購入した場合には、補助を受けることができます。

【認証の流れ】



【対象施設】

食品衛生法の営業許可を受けた飲食店（テイクアウト型、デリバリー型等を除く）を営んでいること。

申請方法や認証基準等については、県ホームページで御確認いただくか、下記にお問い合わせください。

青森県健康福祉部保健衛生課 認証チーム ☎017-734-9158

※ お問い合わせ受付時間：平日 午前9時～午後5時

あおり飲食店感染防止対策認証制度の認証を受けた方は 飲食店感染防止対策認証取得促進事業費補助金 をご利用できます。

県では、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を適切に実施する飲食店を認証することとしています。

認証の取得を促進するため、適切な感染防止対策を講じるための設備投資に対し、補助金を交付します。

補助額

次のいずれかを選択することができます。

- (1) 補助対象経費の実支出額又は10万円のいずれか低い額以内の額
- (2) 補助対象経費の実支出額の4分の3に相当する額又は30万円のいずれか低い額以内の額

※複数の店舗をお持ちの方は、店舗ごとに申請できます。

補助対象経費

- パーティション・アクリル板
 - 消毒液自動噴霧器・消毒液ボトル設置台
 - 二酸化炭素濃度測定器
 - 非接触型体温計
 - 加湿器
 - 非接触型水栓
 - 換気機能付きエアコン
 - 換気設備
 - その他新型コロナウイルス感染防止対策に有効なものとして知事が認めるもの
- ※令和3年4月1日以降に飲食店の施設内に設置したものが対象です。
※あおり飲食店感染防止対策認証制度の認証を受ける前に設置したのも対象です。

補助対象者

- (1) 従業員数が1店舗営業につき50人以下若しくは資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人であること。
- (2) 食品衛生法の許可を受けた飲食店（テイクアウト型、デリバリー型等を除く）を営んでいること。
- (3) あおり飲食店感染防止対策認証制度の認証を受けていること。
- (4) 補助金の受給後も事業を継続すること。

受付期間：令和3年6月9日（水）～令和4年3月10日（木）

申請先：〒030-8570 青森市長島1-1-1（住所の記載は不要です。）

青森県健康福祉部保健衛生課へ郵送してください。

※持ち込みはご遠慮ください。

申請方法については、県ホームページで御確認いただくか、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先 青森県健康福祉部保健衛生課 TEL 017-734-9213

※問い合わせ受付時間：平日 午前9時～午後5時